

「優先的検討部会」の設置について

平成 28 年 5 月 12 日

1. 趣旨

国や人口 20 万人以上の地方公共団体等において優先的検討規程（以下「規程」という。）の策定状況のフォローアップを行うとともに、必要な施策を講ずることにより、その確実な策定を図る必要がある。

また、運用状況についてフォローアップや運用の手引の策定により運用の適正化を図る。

このため、「優先的検討部会」を設置し、専門的な観点から調査審議を実施する。

2. 調査審議項目

- (1) 国や人口 20 万人以上の地方公共団体等における規程の策定・運用状況のフォローアップ及び必要な施策の検討
- (2) コンセッション方式等の評価方法について調査するなど規程の運用の手引の策定
- (3) その他優先的検討の推進に必要な事項

3. 調査検討体制

部会に属する委員又は専門委員は、民間資金等活用事業推進委員会令（平成 11 年政令第 280 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき委員長が指名する。

4. 当面のスケジュール

- (1) 平成 28 年 9 月末現在の優先的検討規程の策定状況のフォローアップ・必要な施策の検討（年内目途）
- (2) コンセッション等評価方法を含む運用の手引の策定（年内目途）
- (3) 平成 29 年 3 月末現在の優先的検討規程の策定状況のフォローアップ・必要な施策の検討（平成 29 年 5 月頃目途）